解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

神奈川県相模原市中央区上溝一八八〇番地

社団法人相模原市畜産振興協会

代表清算人　新津　昭博

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月十七日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

石川県白山市白峰イ六八番地

財団法人白山文化保存顕彰会

清算人　笹木　進

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

名古屋市中区新栄二丁目一六番二号

財団法人前田学園

代表清算人　犬塚　清孝

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年三月十八日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

滋賀県栗東市目川五三七番地

目川中央土地区画整理組合

代表清算人　北川　利昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

広島県山県郡北広島町蔵迫一一五番地二

財団法人蔵迫防災協会

代表清算人　木本　吾作

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月三十日開催の総会の決議並びに農林水産大臣の認可により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

福岡市中央区長浜三丁目一三番三号

社団法人西日本鮮魚出荷協会

清算人　田中　道孝

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

長崎県大村市水田町六九二番地

財団法人長崎ドレスメーカー女学院

代表清算人　讃岐　暎子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

大分市青葉町一番地

財団法人大分県公園協会

代表清算人　畔津　義彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町四丁目四五番、最後の住所埼玉県富士見市鶴馬三丁目三番五号

被相続人　亡　南部　英次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇えり美ビル二階あおい総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塚田小百合

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区港町六八番地、最後の住所千葉市中央区港町一八番八号

被相続人　亡　田谷　茂男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

千葉市中央区中央三丁目八番七号中央スカイビル八階　藤代法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤代　浩則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市大船一丁目三二六番地、最後の住所神奈川県鎌倉市大船三丁目二番一九号

被相続人　亡　富岡　理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十四日

横浜市中区日本大通一八　KRCビルディング三〇七号室

相続財産管理人　弁護士　本間　春代

第２期決算公告　平成25年４月24日

東京都港区虎ノ門四丁目１番17号

株式会社All Nippon Entertainment Works

代表取締役

サンフォード・アール・クライマン

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	341,108
	固定資産	67,517
	合計	408,625
負純資債産及の部び	流動負債	62,068
	株主資本	346,557
	資本金	300,000
	資本剰余金	300,000
	資本準備金	300,000
	利益剰余金	△253,442
	その他利益剰余金	△253,442
	（うち当期純損失）	(253,442)
	合計	408,625